

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和3年8月4日（水）午後2時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと1・2・3）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

令和3年8月4日（水）午後2時00分

- 1 会議録の承認
- 2 請願等審査  
受理番号 14 横浜市立中学校社会科歴史教科書採択に関する要望書
- 3 審議案件  
教委第 18 号議案 高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書の採択について
- 4 その他

[開会時刻：午後2時00分]

鯉渕教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。私は教育長の鯉渕と申します。本日もコロナウイルス感染症拡大防止のためマスクを着用しております。

インターネット中継を御覧の方は、この会議の御案内のページに会議資料を掲載しておりますので御確認ください。また、万が一、御覧いただいている際に不具合があった場合は、同じくこの会議の御案内のページに緊急用の中継先を掲載しておりますので、そちらで御覧ください。

初めに、会議録の承認を行います。7月9日の会議録の署名者は、木村委員と四王天委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、7月26日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、請願等審査に移ります。7月8日付で受け付け、各委員に配布しております受理番号14について、審査を行います。事務局から御説明いたします。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。受理番号14の要望書につきまして、考え方を所管課長より御説明いたします。

根岸小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。受理番号14の要望書について御説明いたします。要望者は、歴史教科書に対する〈もうひとつの指導書〉研究会です。要望項目は、中学校歴史教科書の採択の準備を直ちに中止すること。採択する場合でも、昨年の採択の結果を変更する採択はしないこと。採択を変更する場合でも、育鵬社及び自由社の歴史教科書は採択しないこと。

考え方です。市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子どもの姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や、横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子どもの学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において、適正、公正に採択を行っております。

令和3年度は、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになった教科書があるため、それも含め、採択手続きを行います。説明は以上です。

鯉渕教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、受理番号14につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って回答させていただきます。以上で請願等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

教委第18号議案「高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用『社会科歴史的分野』の教科書の採択について」。まず、今回採択する教科書の校種や、これまでの経過等について所管課から説明をお願いします。

石川学校教育  
企画部長

学校企画部長の石川でございます。お手元のファイル資料のインデックス1番を1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。教委第18号議案「高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用『社会科歴史的分野』の教科書の採択について」御説明いたします。

3ページを御覧ください。本議案は、「(1) 高等学校において令和4年度に使用する教科書」、「(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書」、「(3) 中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する『社会科歴史的分野の教科書』」を採択することについて提案するものでございます。なお、今後申し上げる中学校には、義務教育学校後期課程を含み、附属中学校と申し上げる際には、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を指すこととさせていただきます。

次に、参考資料について簡単に御説明いたします。1枚おめくりいただきますと、資料1として、5ページから9ページまで、令和3年5月13日の教育委員会で決定しました「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」がございました。その中、6ページには、「2 採択の基本原則」が示されています。また、「3 採択の観点」として、教科書採択に当たっての観点を(1)から(5)で示しています。

9ページを御覧いただけますでしょうか。9ページには、この観点を基に、横浜市教科書取扱審議会に、中学校用社会科歴史的分野の教科書の調査、審議を諮問するための「調査項目」が示してあります。なお、この御説明の中で、今後、審議会と申し上げる際は、「横浜市教科書取扱審議会」を指すこととさせていただきます。

少しお戻りいただきまして、7ページには、「4 採択の流れ」と「5 調査研究について」を示してありますが、それを図にまとめたものを本年度の「教科書採択手順」として、11ページから12ページに資料2として載せてあります。その次、13ページから14ページには資料3として「横浜市教科書取扱審議会条例」を載せています。15ページから16ページには、資料4として「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」に示した全教科共通の採択の観点を掲載し、16ページには、社会科歴史的分野の「具体的な調査項目の視点」を載せています。なお、この調査項目は、令和2年度採択のときと同じものでございます。17ページには、資料5として令和4年から6年度使用の中学校用社会科歴史的分野の教科書の発行者一覧を載せております。ここまでの資料は本日傍聴されている方々にもお配

りし、ホームページにも掲載しております。

ファイルのインデックス2番から8番までは、審議会から教育委員会に提出された答申と資料でございます。答申につきましては採択終了後、市民情報センターに配架し、公開いたします。

続きまして、答申に至るまでの審議会およびその後の経過について御説明いたします。先ほども御覧いただきましたインデックス1番の7ページ「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」の「4 採択の流れ」を御覧ください。(1)にありますように、教育委員会は、「横浜市教科書取扱審議会条例」に基づいて、審議会を設置し、「教科書採択の基本方針」を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を行うよう、令和3年5月13日付で審議会に諮問いたしました。

続きまして、審議会の審議経過について御報告いたします。審議会は、教育委員会の諮問を受け、5月20日、7月1日、7月15日の計3回開催されました。11ページを御覧ください。先ほども申し上げましたが、こちらには、高等学校、特別支援学校及び小・中・個別支援学級で使用する教科書の採択手順を示しています。審議会で、専門的かつ綿密な調査研究を行うため、そのページの②、③、④にございますように、教科書調査員として任命された教員等が、⑥にございますように、「教科書調査員報告書」を作成し、審議会に報告いたしました。また、高等学校、特別支援学校及び小・中学校・個別支援学級につきましては、児童生徒一人ひとりの学習実態や学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、これも⑥にございますように、各学校長が「教科用図書意見報告書」を審議会に提出いたしました。

続いて、中学校、附属中学校で使用する社会科歴史的分野の教科書について、審議会の審議経過について御説明いたします。12ページを御覧ください。こちらには中学校で使用する教科書の採択手順を示しています。令和2年度に、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになった社会科歴史的分野の教科書があるため、今回採択するのは社会科歴史的分野でございます。中学校用社会科歴史的分野の教科書につきましても、審議会で専門的かつ綿密な調査研究を行うため、そのページ②、③、④にございますように、教科書調査員として任命された教員等が、⑥にございますように、「教科書調査員報告書」を作成し、審議会に報告いたしました。それはインデックス6番にございます。

あわせて、審議する上で、教育委員会事務局の指導主事が学校訪問や横浜市学力・学習状況調査等の分析を通して、総合的に調査を行い、令和2年度の採択の際に作成した「市立学校における社会科の生徒の学習実態」を活用いたしました。それはインデックス7番にございます。

審議会では、これらの資料や「教科書見本」、令和2年度中学校社会科歴史的分野の答申、それから、神奈川県教育委員会教科書用図書調査研究の結果、さらに、文部科学省が公開している「教科書編修趣意書」などの資料に基づき、3回の審議会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。そして、審議会で決定された答申が7月16日に教育長に手交され、教育委員会に提出されました。先ほどの11ページ、12ページの図では⑦の部分でございます。答申文につきましては、お手元のファイル、インデックス2番、ここに鑑文がございます。その後、各校ごとにインデックス3番が高等学校用教科書、インデックス4番が特別支援学校及び個別支援学級用教科書、インデックス5番が中学校、附属中学校用の社会科歴史的分野の教科書用となっております。

教育委員の皆様方には、「教科書見本」を御覧いただき、教科書研究を行っていただいたところですが、答申が提出されて以降は、答申等に基づいた研究をさらに進めていただいております。

また、広く教科書見本を閲覧する機会を設けるため、横浜市立図書館全18館で感染症対策を取りながら、例年どおり教科書展示会を実施いたしました。図書館での展示会ではアンケートを実施しており、寄せられた感想についてファイリングして、教育委員室に置かせていただき、教育委員の皆様に見ていただける環境を整えさせていただいたところでございます。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますか。

中上委員

中上です。ただいま事務局から教科書採択の概要につきまして、御説明をいただきました。高等学校と。失礼しました。

鯉淵教育長

特にございませんでしょうか。特になければ、順次審議を進めてまいります。まず、審議の順番ですが、初めに「高等学校において令和4年度に使用する教科書」、次に「特別支援学校及び小・中・義務教育学校の個別支援学級において令和4年度に使用する教科書」、続いて「中学校・義務教育学校後期課程において令和4年度から令和6年度に使用する『社会科歴史的分野』の教科書」、最後に「南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する『社会科歴史的分野』の教科書」その順番で、それぞれ答申内容の説明を聞いた後、意見交換を行い、採決を行います。

それでは、「高等学校において令和4年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いします。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。審議会答申につきまして、高校教育課長から御説明申し上げます。

鍋山高校教育  
課長

高校教育課長の鍋山でございます。では、高等学校用教科書答申について御説明いたします。

インデックス3番「令和4年度使用高等学校用教科書答申」を御覧ください。高等学校で使用する教科書は、文部科学省の「高等学校用教科書目録」に記載された教科書の中から、各学校の開設科目に合わせた教科書を毎年採択します。なお、高等学校では令和4年度より新学習指導要領が新1年生から順次実施となります。つまり、令和4年度の1年生は、平成30年告示の学習指導要領に基づいて編集され、検定に合格したものの中から、2年生以降は、現行の平成21年告示の学習指導要領に基づいて編集され、検定に合格したものの中から採択することとなります。表紙をおめくりいただきますと、「1 答申する教科書一覧」と「2 答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、その次のページから学校ごとに記載してまいります。前のページにお戻りいただきまして、答申理由を読み上げさせていただきます。

横浜市の各高等学校は、「横浜教育ビジョン2030」及び「第3期横浜市教育振興基本計画」に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。高等学校では、教育理念や学校の特色、生徒の実態により履修科目が異なるため、学校の実情を踏まえた教科書を選定する必要がある。そこで、「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。

横浜市教科書取扱審議会では、各学校長より提出された「教科用図書意見報告

書」を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究をした「調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。

その結果、教育理念、学校の特色、生徒の実態や重視する取組等を踏まえ、かつ、各校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適当であると認められたため、別紙一覧のとおり、令和4年度に使用する教科書として答申するものである。

次のページから、答申する教科書が学校ごとに一覧となっております。御覧ください。1ページは「金沢高等学校」の一覧です。左側から教科名、科目名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、生徒の学年、年次、必修・選択の別が記載してあります。

1行目は、1年で履修する必修科目、「現代の国語」の教科書です。2行目は、1年で履修する必修科目「言語文化」の教科書です。このように、各校で履修する教科において使用する教科書を記載しております。審議会では、各学校が挙げた選定理由と、教科書調査員の報告にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断されました。ほかの教科・科目についても同様に検討し、学校ごとに一覧としてまとめております。

高等学校用教科書答申の7ページを御覧ください。こちらからは、「横浜商業高等学校」の一覧です。横浜商業高等学校は「商業科」「国際学科」「スポーツマネジメント科」の三つの科と、商業科の中に「Y校ビジネスチャレンジ」、略称「YBC」というコースがあります。御覧のように、学科、コースによって使用する教科書が異なっている教科がございます。学科、コースの目標や生徒の実態に応じて選定しているためです。また、9ページは、横浜商業高等学校で使用する一般図書を記載しております。高等学校においては、特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを使用できるようになっております。なお、13ページの横浜総合高等学校、14ページの戸塚高等学校定時制についても一般図書を記載しております。高等学校用教科書の答申につきましては、以上でございます。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、御意見・御質問等がございますか。

中上委員

中上です。先ほどは、手続き上のことだから言って良いのかなと思って、ちょっと先走りまして失礼しました。

それでは、高等学校の教科書に関連して手続き上のことを御質問いたします。

歴史教科書について、従軍慰安婦や強制連行等の表現に関して、これらの表現を用いることは適切ではないとの政府統一見解が令和3年4月27日閣議決定により出されました。文部科学大臣は、既に、「従軍慰安婦」との表現を記載している教科書について、「教科書会社の対応状況を踏まえ、教科書検定基準に即した教科書記述となるよう適切に対応していきたい」と発言したと聞いております。教科書採択の手続きとして考慮しなければならないことがありますか、お伺いいたします。

鍋山高校教育課長

高校教育課の鍋山でございます。御質問ありがとうございます。教科用図書検定基準には、閣議決定等により政府の統一見解が示されている場合の対応が示されており、「教科用図書検定規則」には、学習する上に支障を生ずる恐れのある記載に対する発行者の訂正に関する対応が示されております。

文部科学省に問い合わせたところ、「教科用図書検定規則等に基づいた記述となるよう、教科書発行会社によって対応が行われるものですので、教科書採択に

においては、各教科書において、必要な訂正が行われるものとして判断するように」との回答を得ております。

従いまして、「教科書見本」には、訂正前の記載が残りますが、来年度、生徒が手にする教科書は、必要な訂正がなされたものになる見込みです。そのため、例年どおりの手順で粛々と手続きを進めています。

中上委員 分かりました。ありがとうございました。

鯉淵教育長 ほかに御意見はございますか。

木村委員 木村です。意見ですけれども、今回の教科書採択は2022年度から年次進行で実施となる高等学校の学習指導要領の改定、これを受けたものだとして認識しています。今回の改定の背景には、子どもたちに、情報化やグローバル化など、急激な社会変化の中でも未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育を実現することにあります。

改定のポイントとしては、教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成する、あるいは、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視していると思っています。

具体的には、知識を相互に関連付けて、より深く理解することや、課題を見いだして解決策を考えたりすることを重視した学習の充実が求められています。

そのため、いわゆるアクティブ・ラーニング、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を念頭に、生徒同士の議論や課題の探究を重視する内容の構成となっている教科書が多く見られ、これまでの教科書から大きく様変わりしたように印象を受けます。今までというのは、どちらかというと、知識の享受というところだったのですが、そこから更に一歩進んで、自分たちがどう考えるか、主体的に、こういったものが大きく見えます。

これらの教科書を有効に活用し、生徒一人ひとりの可能性を伸ばすとともに、新しい時代に求められる資質・能力、これを確実に育成してほしい。そのため、各学校の実態に応じた教科書というのが、今候補として挙がっていると思いますので、ぜひそういったところにしっかり力点をおいて、この教科書を使っていただきたいなと思っています。以上です。

鯉淵教育長 ほかに、御意見はございますか。

中上委員 中上です。内容についてお伺いといいますか、意見ですが、先ほど御説明ありましたように、高等学校の別紙一覧について、各学校において、教育理念、教育目標、取組概要、また、生徒の実態、学力や学習の状況等を踏まえた検討がなされ、各学校長から「教科用図書意見報告書」という形で提出されております。

例えば、その中で一つの例を差し上げますと、横浜サイエンスフロンティア高等学校のものを拝見いたしますと、「横浜教育ビジョン」「横浜市教育振興計画」等を踏まえ、横浜市初の理数科高等学校としての強みや、外部環境、内部環境の変化、また、保護者等ステークホルダーの要請に応える分析の上、素晴らしい教育理念、教育目標を作成した上で、教科書一覧になっていると思いました。

また、各学校が選定した実際の教科書を拝見いたしますと、例えば、国語だとか数学、英語の教科書で勉強させていただきましたけれども、生徒の学力や学習状況を踏まえた教科書選定が行われている実態が分かりました。

その上で、教科書調査員報告書など、横浜市教科書取扱審議会での審議の結



果、適切であると認められた答申であるので、答申された一覧のとおり採択することが適切であると考えます。以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見ございますか。ほかに御意見がなければ、これより採決に移りたいと思います。

中上委員より、答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がございましたが、答申された一覧のとおり採択するということによろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、高等学校において令和4年度に使用する教科書について、答申された一覧のとおり採択いたします。

次に、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校の個別支援学級において令和4年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申について説明をお願いします。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。審議会答申につきまして、特別支援教育課長から御説明申し上げます。

高木特別支援  
教育課長

特別支援教育課長の高木でございます。では、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」について御説明いたします。

インデックス4番「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」を御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただきますと、「1 答申する教科書」と「2 答申理由」が記載してあります。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、その次のページから記載してありますが、まず、「2 答申理由」を読み上げさせていただきます。

横浜市の各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校・義務教育学校では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に即して最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。

本審議会では、この各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を「教科書調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。その結果、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校・義務教育学校が、その教育課程の下で、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等をふまえて、かつ、各児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に沿って、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申するものである。

答申理由にもありますとおり、本市の特別支援学校及び個別支援学級において使用する教科書は、一人ひとりの障害の状態に応じて適切な教科書の選定を行います。

まず、対象児童生徒が在籍する学年の検定済教科書を使用して学べるのかを検討します。それが適当でない場合は、下学年使用と言いますが、下の学年の検定済教科書の使用を検討します。それも適当でない場合は、星本と呼ばれる知的障害用の文部科学省著作教科書や、市販されている一般図書の使用を検討します。

一般図書を検討する場合、教育委員会事務局が作成した「教科用図書選定参考一覧」の中からはまず検討し、それでも適さないと判断した場合には、選定参考一覧以外の一般図書を検討します。

以上のような流れで、一人ひとりに適した教科用図書について検討していきます。

審議会では、答申をまとめるに当たり、下の学年の検定済教科書の使用、文部科学省著作教科書及び一般図書の使用を希望する特別支援学校及び小・中・義務教育学校からの意見報告に基づき審議を行いました。特に、多くの学校で使用実績のある著作教科書及び一般図書については、教科書調査員が調査を行いました。

審議会では、学校から提出された意見報告書と、「教科書調査員報告書」の内容を照らし合わせて慎重に検討を行い、一人ひとりの児童生徒の障害の状態に応じて教科の目標の実現を図ることができる教科書と認めたものを答申としてまとめました。なお、特別支援学校及び個別支援学級で使用する教科書は、毎年採択を行っていますが、これは児童生徒一人ひとりの障害の状態や学習状況を踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った教科書を選定することとしているためです。

では、答申について御説明いたします。

答申1ページを御覧ください。「Ⅰ 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書について、種目、発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されています。以下、4ページから「2 中学部」、7ページから「3 高等部」と続きます。

もう一度、1ページにお戻りください。盲特別支援学校小学部における検定済教科書の一覧が記載されております。アスタリスクが付いている種目は、点字版教科書の原典となる検定済教科書です。盲特別支援学校小学部では、点字教科書を使う児童と活字教科書を使う児童が一緒に学ぶため、点字教科書が発行される種目は、その点字教科書の原典となる検定済教科書を使用します。それ以外の種目は、市立小学校と同じ教科書を使用します。2ページには、文部科学省著作教科書が記載されています。こちらは検定済教科書のうち、記載されている6種目の「点字教科書」となります。点字教科書は検定済教科書の中から文部科学省が1種類選定し、発行者に点字訳を依頼しています。次が一般図書となっております。これは後ほど御説明いたします。2ページ下から3ページにかけて、教科書会社による検定済教科書の拡大教科書、及び点字図書の発行者による検定済教科書の点字教科書が記載されています。4ページ以降の「2 中学部」、「3 高等部」についても同様です。9ページを御覧ください。9ページから11ページには、高等部専攻科で、「あんま」「マッサージ」「指圧師」等の資格を取得するために開設する授業で使用予定の一般図書が記載されています。

次に、12ページを御覧ください。「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」について、「小学部」から順に「中学部」「高等部」と続きます。さらに、15ページから「Ⅲ 特別支援学校（知的障害）」、17ページから「Ⅳ 特別支援学校（肢体不自由）」、20ページから「Ⅴ 特別支援学校（病弱）」と障害の種別ごとに記載してあります。21ページからは、「Ⅵ 個別支援学級（小学校・中学校・義務教育学校）」の記載があります。「弱視」「知的障害」「自閉症・情緒障害」の順に記載してあります。

23ページに「一般図書一覧」とあり、次のページから29ページまで、教育委員会事務局が作成し、各学校に提示した「教科用図書選定参考一覧」に記載のある

図書から選定した435冊の図書が記載してあります。さらに、30ページには、「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が155冊記載してあります。この一覧では、合わせて590冊の一般図書が挙げられております。

「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用図書 教科書答申」につきましては以上でございます。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見等ございますか。

大塚委員

大塚でございます。所管課の説明にもありましたが、特別支援学校や個別支援学級の教科書としては、障害の種類に応じて点字や拡大文字の教科書、星本と呼ばれる知的障害用の文部科学省著作教科書が発行されています。さらに、子どもたち一人ひとりの状態に合わせて、下の学年の検定教科書を使ったり、市販本を一般図書として選んだりすることができます。保護者の方々も、教科書や使用する教材について、大変熱心に勉強しておられます。私も現場にいましたときには、教科書や使用する教材について、直接お話を伺ったこともございました。

また、子どもたち一人ひとりの状態や成長に合った教科書としてふさわしい図書であるか、選定について個別支援学級の担任と意見を交わすこともありました。答申を見ますと、各学校で、それぞれの児童生徒の障害の状態や学習状況を把握し、検定済教科書、著作教科書、一般図書の中から教科ごとに適切なものが選ばれていることが分かります。特別支援学校や個別支援学級の児童生徒一人ひとりの実態に合わせて作られた答申だと思いますので、答申された一覧のとおり採択して良いと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、これより採決に移りたいと思います。

ただいま、大塚委員から答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がございましたが、答申された一覧のとおり採択するというところでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校の個別支援学級において令和4年度に使用する教科書」につきましては、答申された一覧のとおり採択いたします。

次に、「中学校・義務教育学校後期課程において令和4年度から令和6年度に使用する『社会科歴史的分野』の教科書」の審議に入ります。では、答申について所管課から説明をお願いします。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。審議会答申につきまして、小中学校企画課長から御説明申し上げます。

根岸小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。よろしくお願いたします。本年度採択する中学校の社会科歴史的分野教科書の概要について説明いたします。

中学校で使用する教科書は、文部科学省の「中学校用教科書目録」に登載された教科書の中から、教科・種目ごとに一つの発行者のものを採択します。横浜市は、1採択地区になっておりますので、種目ごとに一つの発行者の教科書を教育委員会において採択することになります。

令和2年度に、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになった「社会科歴史的分野」の教科書があるため、今回、採択するのは「社会科歴史的分野」です。

インデックス7番、2ページの社会科歴史的分野に関する市立学校における令和2年度生徒の学習実態を御覧ください。

基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して課題解決をするために必要な思考力・判断力・表現力等、そして、関心・意欲・態度の3点がまとめてあります。また、それらを総合して課題として挙げられる点、さらに発展的に学習させたい点としてまとめてあります。社会科歴史的分野に関する生徒の学習実態として、社会的事象について基本的に語句の理解はできている。また、資料を読み取り、特徴や変化を読み取る技能は定着しているなどが挙げられています。一方、課題として、二つ以上の資料を比較・類推しながら関係性を考察することなどが挙がっております。さらに、発展的に学習させたい点として、授業で生徒同士が議論し構想した内容について表現する機会があるような学習活動を展開することなどが挙げられております。

次に、インデックス6番「令和4年～令和6年度使用中学校社会科歴史的分野教科書教科書調査員報告書」を御覧ください。

昨年度は7者の教科書について調査研究を行ったものに、新たに発行された自由社の教科書について、教科書調査員の調査研究した結果を加え、まとめたものです。審議会では、今、説明した生徒の学習実態、「教科書調査員報告書」、「令和2年度中学校社会科歴史的分野」の答申、「神奈川県教育委員会教科用図書調査研究の結果」及び教科書見本等を審議資料として議論し、答申が作成されました。インデックス5番「中学校・附属中学校用社会科歴史的分野教科書答申」を御覧ください。インデックス5番の表紙の裏面に答申内容が記載されておりますので読み上げます。今年度の採択については、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることになった社会科歴史的分野の教科書があるため、文部科学省の通知に基づき、「中学校教科書目録（令和4年度使用）」に登載された社会科歴史的分野の教科書について、専門的かつ綿密な教科書の調査研究を行うため、本審議会の推薦に基づき教育委員会に任命された教科書調査員が、「令和3年度中学校社会科歴史的分野教科書調査員報告書」を作成いたしました。

「令和3年度中学校社会科歴史的分野教科書調査員報告書」、「令和2年度市立中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校における社会科の生徒の学習実態」、「令和2年度中学校社会科歴史的分野の答申」、「令和2年度南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書答申」、「神奈川県教育委員会教科用図書調査研究の結果」及び教科書見本等により審議会を3回開催して、慎重に審議を行い、審議結果を「令和4年度～6年度使用中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用社会科歴史的分野の教科書答申」にまとめました。

1ページを御覧ください。読み上げさせていただきます。

「次の理由から、令和4年度～6年度使用中学校及び義務教育学校後期課程用『社会科歴史的分野』の教科書については、別表のとおり、令和2年度採択教科書と同一が望ましいと考える」、と答申されています。

答申理由といたしまして、「1 令和3年度中学校社会科歴史的分野の教科書調査員報告書や、令和2年度市立中学校における生徒の社会科の学習実態、令和2年度中学校社会科歴史的分野の答申等をもとに調査研究を行ったところ、令和

2年度に採択され、現在使用されている教科書がより適切であると考えられること」、「2 昨年度、新学習指導要領の全面実施に向けて教科書採択が行われ、既に採択された教科書を使用して授業計画を作成し、教材研究等を実施していること」、「3 別の発行者の教科書に変更された場合、社会科歴史的分野の教科書発行者が3学年で異なり、授業や教材研究等で教員の相当な負担になると考えられること」とされています。

以上が社会科歴史的分野の答申でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、御意見等ございますか。

木村委員

木村です。今年度は、新たな教科書が文部科学大臣の検定を通ったということで、教育委員会では審議を行うか否かと、様々な意見がありましたが、再び採択の手続きを取ることになりました。教科書取扱審議会に諮問し、教科書調査も行った上で、こうやって答申もいただいております。調査員の先生方には御苦労をお掛けしたと思いますが、このような採択手続きをしっかりと経るということは、とても重要だったと思います。私も調査員報告書や、昨年度の答申内容、8者の教科書見本などを自分なりに確認しましたが、帝国書院の教科書は子どもが主体的に学習に取り組むプロセスが丁寧に示されていることが再確認できました。よって、審議会から昨年度の採択された教科書が望ましいという答申をいただいているので、私はその方向で進めて良いのではないかと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見ございますか。

大塚委員

大塚でございます。私は観点2に着目いたしました。中学校になって社会科で歴史を学ぶ生徒にとって、小学校の学習とのつながりはとても大切だと思います。小学校で人物を中心に特徴的な出来事をクローズアップして学習をしてきているので、中学校になって通史的に歴史事象を捉え、世界史との関連も意識して学習を進めていく必要があると思います。帝国書院では、章の冒頭などの導入の部分で、これから学習する時代はどんな時代で、どのような特徴があるのかを生徒がイメージしやすくなる、そんな工夫があることや、時代の特徴を比較することができる良さがありました。もう一つ、観点2⑤ですが、ある高校生がSDGsを学んだことで、「学びというのは掛け算で、知識×気付き×実践で知識を得ること、問いや気付きを持つ大切さとともに、実践が一つでもあれば学びは何倍にも膨らんでいく。実践がなければゼロで何の意味もない。自分は、一つでも実践できることを目指したい」と話していることがとても印象に残っています。生徒自身がSDGsを学びながら、実生活や社会と関連付け、主体的に社会参画につながる、そのような授業づくりの手だてが工夫されている帝国書院の教科書が良いと思いました。以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見ございますか。

森委員

森です。昨年に続き、今年も採択に当たって、調査員の先生ですとか、あとは、審議会の皆様に多大な御苦労をお掛けしたと思っています。あとは、先ほど教育委員会事務局の皆さんからも御説明もありましたけれども、展示会を開催いただいて、本当にたくさんの方が足を運んでいらっしゃるということを、委員室でアンケートも拝見しましたけれども、その関心の高さというのを非常に感じ

ております。冒頭に木村委員からもありましたけれど、私も審議会の答申に同意しております。理由なのですが、今回、改めて、今年の答申ですとか、今年の答申、各教科書を拝見したのですが、観点2④、「多面的・多角的な視点」ということと、あと観点2⑤、中でも「社会参画の視点」というところ、そこを重視しながら選んだということが大きな理由でございます。というのも、先ほど御説明にもありましたインデックス7番、後ほど市民の皆様には公開される「市立中学校における生徒の社会科の学習実態」というところの中で、さらに発展的に学習させたい点とあり、そこにこう記載があるのですが、「『持続可能な社会』の構築に向けた、社会参画意識を高めるような学習が必要である。また、そのためには、『社会的な見方、考え方』を働かせて、よりよい社会を構想する学習へと発展させる必要がある」ということが記載されています。なので、ただ歴史を学ぶというだけではなくて、その見方を活用しながら今日の課題につなげて考えていくということが非常に大事だと思ひまして、この二つの観点を重視しながら、今回、教科書答申を改めて見ました。そうしたときに、帝国書院におきましては、一つの出来事において、一つの時代においてということもですけども、その当時のいろいろな方の立場によってこれだけのいろいろな意見があったということを示していたりですとか、あとは、その当時の人々の言葉ですとか資料というのをふんだんに使いながら、その当時の人たちの気持ちになったつもりで考えてみようというような投げ掛けがあったりですとか、そういった場面の設定にとっても工夫があるなと思ひました。加えて、幾つかのページで多面的・多角的に考えてみようというページを設けておりまして、視点の整理ですとか、クラスメートと議論を促していくような、そういった場面設定がたくさんありましたので、非常に工夫されていると思ひました。そうした見方ですとか、考え方ですとか、姿勢ということを生徒は身に付けていくということが、社会参加意識を高めていくということに非常につながるなと思ひましたので、こうした工夫のある帝国書院で良いと思っております。最後に、先ほどの答申の説明にもありましたけれども、学校訪問などに行きましても、先生方は非常にたくさんの教材の研究などもされているなと感じております。既に、授業計画を作成しているということですから、3学年異なって授業研究がさらに大変になってしまうという観点も理由のところに書いてありましたけれども、その観点からも答申どおりが良いと思っております。以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見ございますか。

中上委員

中上です。「横浜教育ビジョン2030」には、横浜の教育が目指す人づくりとして、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」と書いてあります。

また、横浜の教育が育む力として、これは全国共通の教育の基本理念ですけども、「知・徳・体」というのがございますけれども、横浜版学習指導要領の議論の中でも、横浜らしさとして、さらに、「公・開」というのを設定しております。今日はインターネット中継等で、「公・開」について、初めて聞く方もいらっしゃると思うので、そこだけ少し補足させていただきますと、「公・開」の「公」は公共心と社会参画。「『夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度』として『自ら考え行動し続ける態度』を育てていきます」とあります。

また、「開」これは「未来を開く志」という意味で、「グローバルな視点を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力」とあります。このような学習を進めるためには、経済、社会、環境、人権など、現在では地球規模の課題がます

ます深刻化しております。先ほど、大塚委員からの話もありましたけれども、SDGsに関連させて、社会貢献、地域貢献できる未来を創る人を育成する、そういうことができるような工夫が今回、この帝国書院の教科書にはあると私は考えました。以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見ございますか。

四王天委員

四王天です。私は観点3からの見解と、現状を鑑みての考え方を述べさせていただきます。

観点3というのは、教科書の体裁やデジタル教材への対応を重視していますが、自由社については、配置や色使いなどのユニバーサルデザインへの配慮が少し欠けているかなと思います。それと、二次元コードの掲載がないのは、今後のICTを活用した教育の流れに乗ってっていないなと感じております。

また、教科書取扱審議会の答申の理由にもありました、既に現在進行系で帝国書院の教科書を使用して現場の先生方が授業計画を立て、教材研究をし、その蓄積を考えると、特段、教科書変更の必然的理由が見当たらないので、現行の帝国書院教科書を使用していくことが望ましいと考えております。以上です。

鯉淵教育長

ほかに何か御意見のある方いらっしゃいますか。

ほかに御意見等がなければ、これより採決に移りたいと思います。

ただいま、教育委員の皆様から、答申のとおり、現在、中学校・義務教育学校後期課程で使用している令和2年度に採択した教科書と同一のものを引き続き使用してはどうかという御意見だったと思いますが、答申のとおり採択するというところでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは「中学校・義務教育学校後期課程において令和4年度から令和6年度に使用する『社会科歴史的分野』の教科書」については、令和2年度採択教科書と同一のものを採択いたします。

次に、「南高等学校附属中学校及びサイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する『社会科歴史的分野』の教科書」の審議に移ります。答申の内容について説明をお願いします。

根岸小中学校  
企画課長

引き続きまして、小中学校企画課長の根岸です。よろしく願いいたします。

横浜市では、教科書採択を1採択地区で行っており、現在、市内全ての中学校において同じ教科書を使用しています。しかしながら、「義務教育諸学校の教科書用図書無償措置に関する法律」第13条第3項に「高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする」とありますので、今年度の南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書については、それぞれの学校ごとに採択することになります。

ただし、審議会では、中学校と同様に、「教科書調査員報告書」と、「南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校における令和2年度生徒の社会科の学習実態」、「令和2年度中学校社会科歴史的分野の答申」、「令和2年度南高等学校附属中学校および横浜サイエンスフロンティア高

等学校附属中学校用教科書答申」、神奈川県教育委員会「教科用図書調査研究の結果」及び教科書見本等を審議資料として議論し、答申を作成いたしました。

インデックス7番の3ページ、令和2年度「南高等学校附属中学校における生徒の学習実態」を御覧ください。課題として挙げられる点、さらに発展的に学習させたい点を見ますと、課題として、生徒自ら社会的事象を見出し、それについて課題を設定し、探求する学習へとつなげることが挙げられています。

そして、さらに発展的に学習させたい点としては、社会的事象を多面的・多角的に捉える力を伸ばせるような学習や、解決すべき課題を自分たちの課題として捉え、自分の考えをほかの生徒と共有しながら課題解決に向かっていくような学習活動の展開などが挙げられています。審議会ではこれらの学習実態と教科書調査員報告書及び教科書見本等を用いて審議し、答申を作成いたしました。

インデックス5番の2ページを御覧ください。南高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書の答申を読み上げます。

次の理由から、令和4年度から6年度使用、南高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書については、別表のとおり、令和2年度採択教科書と同一のものが望ましいと考えたと答申されています。

答申理由としまして、「1 令和3年度中学校社会科歴史的分野の教科書調査員報告書や、令和2年度南高等学校附属中学校における生徒の社会科の学習実態、令和2年度中学校『社会科歴史的分野』の答申等を基に調査研究を行ったところ、令和2年度に採択され、現在使用されている教科書がより適切であると考えられること」、「2 昨年度、新学習指導要領の全面実施に向けて教科書採択が行われ、既に採択をされた教科書を使用して授業計画を作成し、教材研究等を実施していること」、「3 別の発行者の教科書に変更された場合、社会科歴史的分野の教科書発行者が3学年で異なり、授業や教材研究等で教員の相当な負担になることが考えられること」とされています。

次に、インデックス7番の4ページ、「横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校における生徒の学習実態」を御覧ください。こちらは、課題として、社会科における学習を、自らが生きる社会と結び付けて考えることなどが挙げられています。さらに発展的に学習させたい点としては、社会的事象や身近な課題について、当事者意識を持ち、より良い社会の構築に取り組もうとする態度を育てられるような学習の展開などが挙げられています。審議会では、これらの学習実態と、教科書調査員報告書および教科書見本等を用いて審議し、答申を作成いたしました。

インデックス5番の3ページを御覧ください。横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書答申を読み上げます。

次の理由から、令和4年度から令和6年度使用横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書については、別表のとおり、令和2年度採択教科書と同一のものが望ましいと考えたと答申されています。

答申理由といたしまして、「1 令和3年度中学校『社会科歴史的分野』の教科書調査員報告書や、令和2年度横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校における生徒の社会科の学習実態、令和2年度中学校社会科歴史的分野の答申等をもとに調査研究を行ったところ、令和2年度に採択され、現在使用されている教科書がより適切であると考えられること」、「2 昨年度、新学習指導要領の全面実施に向けて教科書採択が行われ、既に採択をされた教科書を使用して授業計画を作成し、教材研究等を実施していること」、「3 別の発行者の教科書に変更された場合、社会科歴史的分野の教科書発行者が3学年で異なり、授業や教材研究等で教員の相当な負担になることが考えられること」とされています。



以上が南高等学校附属中学校・横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の「社会科歴史的分野」の教科書の答申でございます。御審議をよろしく願います。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、答申の内容について御意見・御質問等がございますか。

四王天委員

四王天です。令和2年度は、市立中学校で使用しているものと同一が望ましいとの教科書取扱審議会の答申を受け、そのとおり採択されました。その方針を踏まえて、附属中学校においても、今回の答申どおり現行の教科書を使用していくことが良いと考えます。以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見はございますか。

ほかに御意見がなければ、これより採決に移りたいと思います。

ただいま、四王天委員から答申のとおり、現在、附属中学校2校で使用している令和2年度に採択した教科書と同一のものを引き続き使用してはどうかという御意見がありましたが、答申のとおり採択するということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、「南高等学校附属中学校及びサイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する『社会科歴史的分野』の教科書」につきましては、令和2年度採択教科書と同一のものを採択いたします。

以上で採択が全て終わりましたが、委員の皆様から何かございますか。

特になければ、以上で教委第18号議案「高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用『社会科歴史的分野』の教科書の採択について」の審議は終了です。

本日の案件は以上です。事務局から報告をお願いします。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。本日の教科書採択に係る審議資料につきましては、8月5日午前8時45分から市民情報センターに配架いたします。なお、中学校社会科歴史的分野採択結果につきましては、ホームページでも準備ができ次第公表したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

鯉淵教育長

それでは、事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長

まず、要望書の受理に関して御報告いたします。8月3日に1団体から、横浜市の中学校夜間学級の教育条件の抜本的改善及び来年度の予算充実を求める要望書が提出されました。この要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様には、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

続きまして、今後の会議の日程でございます。次回の教育委員会臨時会は8月23日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、9月17日金曜日の午前10時から開催する予定となっておりますので、よろし

鯉渕教育長

くお願いいたします。御報告は以上となります。

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は8月23日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、9月17日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後3時12分]